

Stop! Harassment

みんなでつくろう
ハラスメントのないAIT

相談の流れ

我慢しているだけでは、必ずしも状況は改善されません。あなた自身が被害に遭った時、友人からの相談を受けた時、質問や意見がある時は、気軽に相談窓口につながしましょう。

個人のプライバシーが侵害されたり、不利益をこうむったりすることはありません。進め方を含め、本人の意思を尊重し、秘密厳守で慎重に対応します。



電話・メールによる相談申込み

相談についてのお問い合わせも受け付けます。

相談員との面談による相談(受付窓口)

ハラスメントの対象かどうか検討

解決策検討

相手方との調整等

必要に応じて各種手続きへ移行
※心のケアが必要な場合には相談員が対応

修学(職場)環境の調整



本学は、いかなる人権侵害行為も許さず、教育研究、学業及び業務に専念できる環境の確保に積極的に取り組みます。

この取り組みは、学生及び教職員始め本学の教育研究及び業務において関係を有するすべての人を対象とします。

ハラスメント行為の事実が認められた場合には、本学の規則による処分及び就学、就労、教育研究環境の改善等必要な措置を講じます。

愛知工業大学長

基本理念

ハラスメント等の防止等に関する最も基本的な理念は人権の尊重です。ハラスメント等の人権侵害行為は、被害者の人格を傷つけ、身体的・精神的被害を与えます。

ハラスメント等は、平等権、学問の自由、労働の権利や教育を受ける権利を侵害する行為であり、決して許されない人権侵害行為です。

しない、させないハラスメント

「ハラスメントなどしたことがない」と思っていませんか？

けれど、ちょっとした言葉遣いや指示の仕方、相手が不快に感じる場合があります。また、好意的な発言であっても、相手は不快に感じることもあります。

相手が「やめてほしい」というサインを示したら、繰り返したり押しつけたりせず、すぐに言動を改めて、素直に謝りましょう。

また、ハラスメントになりそうな言動をみつけたら、傍観者になってはいけません。注意をしたり、話題を変えたり、抑止する力になりましょう。

教員と学生、先輩と後輩、教員と職員、どんな関係にあっても、人格的には対等です。相手を尊重し、みんなが安心して学び、働くことのできる環境づくりを心がけましょう。



ひとりひとりがハラスメントの加害者にならないように注意しましょう！！

- 自分では意識しなくても、相手が「不快感」や「脅威」を感じればハラスメントになります。
- ハラスメントに該当するかどうかは、その言動がなされた背景や日頃の信頼関係等によって異なります。
- ハラスメントの加害者が指導教員、先輩、上司などの場合、拒否の意思表示ができないことも少なくありません。それを同意・合意と勘違いしないことが大切です。



ハラスメントを防止するために…

ハラスメントの種類はさまざまですが、重要なことは、どのように感じるかは個人によって違うということです。この点を充分認識して行動するようにしましょう。

また、次の点に気をつけることも、ハラスメントの防止に繋がります。

- ハラスメントについて話し合う場を設ける。
- 気づいた事を指摘する場合は、相手のプライドを傷つけないよう、機会を選び、相手の意見にも耳を傾ける姿勢をもって伝える。
- 言葉が足りなかったと思った時は、あとからフォローする。

問題解決のために…

自分を責めるのはやめましょう。特に、モラルハラスメントの場合は、自分を責めてしまいがちですが、その必要はありません。相手の言動を「嫌だな」と思ったら、間を置かず、まずは正直に伝えましょう。それでも改善されない場合は、相談員に相談し、早期解決に努めましょう。

- メール履歴や診断書等をとっておきましょう。
- 被害を受けた日時・場所・行為など、被害状況をなるべく詳細に記録しておきましょう。証言をしてくれそうな人がいれば、証言を依頼するのもひとつです。

友人、学生、同僚から 相談を受けたら…

次の点に注意して、相談員への相談を勧めましょう。

- 相談者の意向をよく確かめましょう。
- 「君(あなた)にも悪いところがあったからじゃないの？」などの発言は、二次加害(セカンド・ハラスメント)を引き起こす可能性があるので注意しましょう。
- 相談員に相談するかどうかは本人の意思なので、尊重してあげましょう。
- 相談された内容は、本人の了解なしに話してはいけません。
- 対応の仕方に心配や不安がある場合は、相談員に相談しましょう。

ハラスメントの種類

アカデミックハラスメント

研究教育の場における権力を利用したいやがらせのことをいいます。意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含みます。

- 「お前は馬鹿だ」と大勢の前で罵倒する/ 罵倒される。
- 「嫌いだから」と指導を拒否する/ 拒否される。
- 正当な理由なく必要な推薦書を書かない/ 書いてもらえない。
- 他の研究機関、部局や職種などへの異動を強要する/ 強要される。また、進学、就職や昇進を妨害したり、妨害すると脅す/ 脅される。
- 部下や学生等の研究成果を不正に奪い取る/ 奪い取られる。
- 私的な用事を押し付けたり、指導を名目に本人が望まない私的な付き合いを強要する/ 強要される。
- 「定時に帰るのはやる気がない証拠だ」などと言って、特に必要もないのに、深夜までの研究を命じたり、深夜まで指導を続けたりする。

セクシュアルハラスメント

意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のことをいいます。

- 身体のサイズを聞く/ 聞かれる。
- 「食事に付き合わないと単位をあげない」と言う/ 言われる。
- 「肩を揉んでやる」と身体を触わる/ 触られる。(不必要に接触する。)
- 卑猥な冗談や写真、性的な内容の電話、手紙、メールによって不快にさせる/ 不快にさせられる。
- 酒席でのお酌等を強要したり、「女性だから」と、お茶くみや掃除を強要する/ 強要される。
- 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女は学問などしなくても良い」などと公言する/ 公言される。

パワーハラスメント

職務上上位にある者が、本人が意識する、しないにかかわらず、その地位及び職務上の権限を背景に人権を侵害する発言・行動で相手に精神的な苦痛を与えることをいいます。

- 必要な情報を意図的に伝えない/ 伝えてもらえない。
- 「お前の代わりなんていくらでもいる」と怒鳴る/ 怒鳴られる。
- 研修希望を出しても、何度も理由なく却下する/ 却下される。

モラルハラスメント

人間的な価値をおとしめる発言・行動で相手に精神的な苦痛を与えることをいいます。

- 周りの人を取り込んで孤立させる/ 孤立させられる。(周囲に悪口を言いふらす。)
- 挨拶を返さないなど、あからさまに無視する/ 無視される。

アルコールハラスメント

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動のことをいいます。

- 「これ以上は飲めません」と伝えたのににもかかわらず、イッキ飲みを強要する/ 強要される。

その他の人権侵害行為

その他の人権侵害行為とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病または性的指向を理由とする差別その他の日本国憲法が保障する人権を侵害する行為のことをいいます。

学生対応窓口

学生相談室

【e-mail】 gakusou@aitech.ac.jp
【tel】 0565-43-3858(直)

相談室 開室時間 月～金 9:00～16:30

教職員対応窓口

総務課

【e-mail】 stop-harass@aitech.ac.jp
【tel】 0565-48-8314(直)

ハラスメントの取組についてはこちら

